

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第14条第1項の規定により、公告する。

令和7年3月25日

岡山地方法務局

筆界特定登記官



記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和6年第20号

対象土地 新見市哲多町本郷字双道向穴ヶ峠885番1
新見市哲多町本郷字双道向穴ヶ峠858番

手続番号 令和6年第22号

対象土地 新見市哲多町本郷字双道向穴ヶ峠885番1
新見市哲多町本郷字中尾860番